

安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 7 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

安芸高田市火災予防条例(平成 16 年条例第 178 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 章及び第 2 章 (略)	第 1 章及び第 2 章 (略)
第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等	第 3 章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等
第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のお	第 1 節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のお

そのある設備の位置、構造及び管理の基準

第 3 条から第 10 条の 2 まで (略)

(変電設備)

第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(3)の 2 \_\_\_\_\_建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3)の 3 から(10)まで (略)

2 及び 3 (略)

(急速充電設備)

第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)から(19)まで (略)

2 (略)

第 12 条 (略)

(蓄電池設備)

第 13 条 蓄電池設備(蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであって蓄

そのある設備の位置、構造及び管理の基準

第 3 条から第 10 条の 2 まで (略)

(変電設備)

第 11 条 屋内に設ける変電設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(3)の 2 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。

(3)の 3 から(10)まで (略)

2 及び 3 (略)

(急速充電設備)

第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 雨水等 \_\_\_\_\_の浸入防止の措置を講ずること。

(5)から(19)まで (略)

2 (略)

第 12 条 (略)

(蓄電池設備)

第 13 条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性

<p>電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。</p>	<p>の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長(消防署長)が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p>	<p>3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。</p>
<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。</p>	<p>4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。</p>
<p>第14条から第17条の3まで (略)</p>	<p>第14条から第17条の3まで (略)</p>
<p>第2節から第4節まで (略)</p>	<p>第2節から第4節まで (略)</p>
<p>第3章の2から第5章の2まで (略)</p>	<p>第3章の2から第5章の2まで (略)</p>
<p>第6章 雑則</p>	<p>第6章 雑則</p>
<p>第43条 (略)</p>	<p>第43条 (略)</p>
<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>	<p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p>
<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとするものを含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出て、その計画がこの条例の規定</p>	<p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるものを設置しようとする者(内容を変更しようとするものを含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項を消防長に届け出て、その計画がこの条例の規定</p>

に適合するものであることについて、審査を受けなければならない。

(1)から(12)まで (略)

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)及び(15) (略)

2 (略)

第45条から第49条まで (略)

第7章 (略)

別表第1及び別表第2 (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種類		離隔距離(cm)						備考	
		入力	上方	側方	前方	後方			
(略)									
厨房 設備	気体 燃料 以外	不燃 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル	14kW以下	80	0	—	0	

に適合するものであることについて、審査を受けなければならない。

(1)から(12)まで (略)

(13) 蓄電池設備

(14)及び(15) (略)

2 (略)

第45条から第49条まで (略)

第7章 (略)

別表第1及び別表第2 (略)

別表第3(第3条、第18条関係)

種類		離隔距離(cm)						備考	
		入力	上方	側方	前方	後方			
(略)									
厨房 設備	気体 燃料 以外	不燃 開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15注	15	15注	
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル	14kW以下	80	0	—	0	

			付こんろ・下 グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリドル付 こんろ・グリ ドル付こん ろ					
			据置型レン ジ	21k W以 下	80	0	—	0
固体 燃料	不燃 以外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	100	50	50	50
	不燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き器	—	80	30	—	30
(略)								
(略)								
備考 (略)								
別表第4から別表第8まで (略)								

			付こんろ・下 グリドル付 こんろ、キ ャビネット 型こんろ・ グリドル付 こんろ・グリ ドル付こん ろ					
			据置型レン ジ	21k W以 下	80	0	—	0
(略)								
(略)								
備考 (略)								
別表第4から別表第8まで (略)								

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例によ

る改正後の安芸高田市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。